

尼崎市信用保証料補助金交付要綱

(通則)

第1条 尼崎市信用保証料補助金（以下「市補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、令和5年度兵庫県中小企業融資制度のうち、新型コロナウイルス感染症対策に関する制度融資及び経営安定融資を利用する際に中小企業者及び個人事業主が支払う信用保証料の一部を市が補助することによりその負担を軽減し、もって物価高騰等により影響を受ける企業の経営基盤の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

主たる事業所

法人にあっては本社機能のある事業所または主要な事業所（営業拠点や生産拠点として位置づけられる）をいう。なお本社機能とは、「法人の経営意思決定部門、総務・経理・人事等の各種業務統括部門が存在する事業所」を指す。個人にあっては自身が代表として営む主要事業所（店舗、工場、事務所等）をいう。

(補助対象要件)

第4条 この要綱により市補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表1に定める要件に該当する必要がある。

(補助額)

第5条 補助額は、申請者が兵庫県信用保証協会に支払う信用保証料（以下「信用保証料」という。）に3分の2を乗じた額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 国または県による信用保証料補助金を受領している場合は、信用保証料総額から当該補助金額を差し引いた額（実質負担額）に、前項に記載の料率を乗じた金額を補助するものとする。

3 補助限度額は、50万円とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、尼崎市信用保証料補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、交付申請に当たっては、尼崎市信用保証料補助金宣誓・同意書（第1号様

式の2。以下「宣誓・同意書」という。)を提出しなければならない。なお、当該宣誓・同意書の提出があった場合は、次の各号に同意したものとする。

- (1) 補助対象要件を満たしていること
- (2) 別表2に定める提出書類等に虚偽がないこと
- (3) 納期到来済み分の全ての尼崎市税に滞納がないこと
- (4) 尼崎市暴力団排除条例に関する誓約事項について遵守すること
- (5) 第12条に定める信用保証料の還付に伴う市補助金の返還対応について遵守すること
- (6) 申請者に関する全ての納税状況を尼崎市が調査し、市補助金の交付に係る審査及び確認に利用すること
- (7) 市長または市長が委任若しくは準委任した者が第10条に基づいて行う関係書類の徴取、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- (8) 無資格受領(申請が交付要件を満たさないにもかかわらず市補助金を受領することをいう。)または不正受領(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に書類等に虚偽の記入を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない市補助金の交付を受けることをいう。ただし、書類等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受領には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、第10条に従い市補助金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- (9) 提出した書類等について、交付要件の充足性を判断するために尼崎市が申請者の情報等を第三者に提供するまたは第三者から取得する場合があること
- (10) 本要綱に従うこと

2 申請者が虚偽の宣誓を行った場合または同意した事項に違反した場合、市長は、当該申請者について市補助金を交付しないこと(以下「不交付」という。)を決定できる。

(補助金交付に係る審査)

第8条 市長は、申請者から提出された書類等の内容について審査を行い、交付要件を満たすことが確認できた場合は、次条に基づき、市補助金の交付に係る手続きを行う。ただし、申請書に不備や疑義がある場合は、次の各号の調査・依頼等を行う。なお、申請者は市長からの調査・依頼等に対応しなければならない。

- (1) 申請者に対して、交付要件を満たすことが確認できる情報等の提出の依頼(以下「不備修正依頼」という。)を行う。
- (2) 申請者から提出された情報等が本要綱に定める内容を満たしたとしても、交付要件を満たさないおそれがあると認める場合には、第7条第1項第7号に定める関係書類(以下「追加証憑」という。)を速やかに提出することの依頼(以下「追加証憑提出依頼」という。)を行

うことができる。

- (3) 申請が交付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前2号にかかわらず、不備修正依頼または追加証憑提出依頼を行うことなく、申請者に対して次条第1項に基づき不交付の決定及び通知を行うことができる。

(補助金の交付・不交付)

第9条 市長は、申請者により提出された書類等をもとに申請内容について審査し、市補助金を交付することが適当であると認めたときは、尼崎市信用保証料補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式。以下「交付決定兼確定通知書」という。）により申請者に対して通知し、速やかに市補助金を交付するものとする。また、不相当と認めた場合には、尼崎市信用保証料補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に対し通知するものとする。

- 2 前条第1号及び第2号に基づき、申請者に不備修正依頼または追加証憑提出依頼を行ったにもかかわらず、交付要件を満たすことが確認できる情報等または追加証憑が提出されなかった場合には、前項に基づき、不交付の決定及び通知を行うことができる。

- 3 尼崎市の責めに帰することのできない事由により市補助金の交付ができないこと（以下「交付不能」という。）が判明した場合には、交付不能が判明した者に対する交付決定を取り消す。

- 4 市補助金は、一申請者につき一度限りの交付とする。

- 5 市補助金の交付は、予算の範囲内において執行するものとする。

(無資格受領、不正受領への対応)

第10条 市補助金の無資格受領のおそれがある場合は、市長は次の各号の対応を行う。

- (1) 提出された情報及び書類等について審査を行い、不審な点がみられる場合は調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の徴取、事情聴取、立入検査等の調査については、市長または市長が委任または準委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者への対処を決定する。

- (2) 調査の結果、申請者が無資格受領したことが判明した場合または調査に応じなかった場合（調査のために提出を求めた書類を申請者が提出しなかった場合を含む。）には、市長は市補助金の返還を求めることができる。また、支出日から返還日までの日数に応じ、市補助金の額に年3パーセントの割合による延滞利子を課すことができる。

- 2 市補助金の不正受領に該当する場合は、前項に加え、次の各号を適用する。

- (1) 不正受領が発覚した場合には、市長は申請者の法人名、屋号、氏名等の公表を行うことができる。

- (2) 市長は、不正の内容等により、不正に市補助金を受領した申請者を告訴・告発する。

(関係書類の整備及び保管等)

第11条 第9条第1項に定める交付決定兼確定通知書を受領した申請者は、当該補助事業に

係る全ての書類のほか、補助金についての経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、弁済が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要に応じて、前項に定める期間内において保存書類等の提出を求めることができる。

3 申請者は、前2項に定める提出の求めがあったときは、市長に対し速やかに当該提出を行わなければならない。

(信用保証料の還付に伴う対応)

第12条 市長は、申請者が市補助金を受領後に融資の繰り上げ返済等により信用保証料の還付を受けた場合は、還付額のうち本市が補助金として交付した割合に応じた額を返還させるものとする。

2 申請者は、信用保証料の還付を受けた場合は、尼崎市信用保証料補助金返還申請書(第4号様式)に当該信用保証料還付額が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第13条 本要綱に関する一切の争訟は神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。

(実施期日)

この要綱は、令和5年12月12日から実施する。

別表 1 補助対象要件

<p>補助対象者</p>	<p>次の①及び②のいずれにも該当する者</p> <p>① 尼崎市内に主たる事業所を置く令和5年度兵庫県中小企業融資制度の対象者であり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人にあつては市内に本店登記がある者 ・個人にあつては市内に住民登録のある者（フリーランス含む） <p>② 尼崎市税の滞納がない者</p> <p>ただし、下記Ⅰ～Ⅲに該当する者は補助対象外とする。</p> <p>Ⅰ. 法人税法別表第1に規定する公共法人</p> <p>Ⅱ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者（ただし、兵庫県信用保証協会が保証対象業種としているものは除く）</p> <p>Ⅲ. 宗教・政治団体等</p>
<p>補助対象 融資制度</p>	<p>令和5年度兵庫県中小企業融資制度のうち、次の①～⑤に掲げるものとする。</p> <p>① 伴走型経営支援特別貸付</p> <p>② 新型コロナウイルス対策貸付</p> <p>③ 借換等貸付（新型コロナウイルス対策）</p> <p>④ 経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）</p> <p>⑤ 経営円滑化貸付（売上減少・原油価格高騰・原材料価格高騰）</p>
<p>補助対象 期間</p>	<p>令和5年4月1日～令和6年2月25日</p> <p>始期：令和5年4月1日以降に保証承諾を受けていること</p> <p>終期：令和6年2月25日までに融資実行を受けていること</p>

別表 2 交付申請に必要な書類

<p>① <u>尼崎市信用保証料補助金宣誓・同意書（第1号様式の2）</u></p> <p>② <u>信用保証決定通知（お客様用）の写し（保証日及び保証料額の記載があるもの）</u></p> <p>③ <u>金銭消費貸借契約書（金融機関用）の写し（押印及び収入印紙貼付のあるもの）</u></p> <p>④ <u>振込先口座情報（支店名・口座種別・口座番号・口座名義・カナ）の確認できる書類</u></p> <p>⑤ その他市長が必要と認める書類</p>
